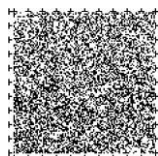
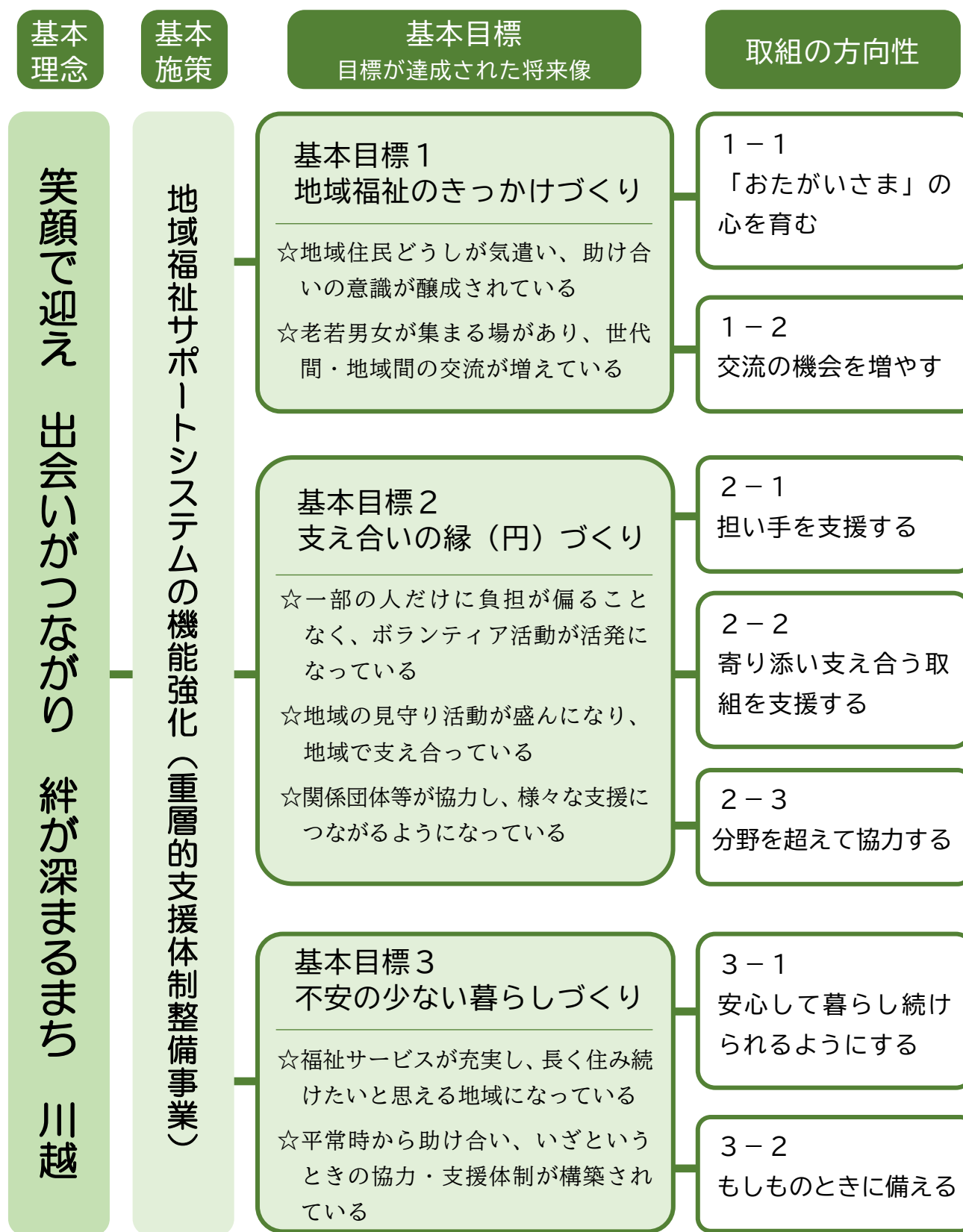


第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の全体像



市民・関係者の取組

- ・福祉に関する情報を進んで取り入れる
- ・必要とする人に情報を伝える
- ・地域の人と交流を深める

- ・助けが必要な人に声をかける
- ・ボランティアを体験する
- ・見守り活動に参加する
- ・困ったときに相談できる関係をつくる

- ・福祉サービスがあることを知る
- ・一人で悩まないで相談する
- ・福祉制度を活用する
- ・避難所を確認する
- ・地域の危険箇所を確認する
- ・防災訓練に参加する

川越市・市社協の取組

- ①福祉に関する情報提供
- ②福祉教育の推進
- ③社会貢献活動等の促進

- ①交流を生み出す催しの推進
- ②地域交流の充実

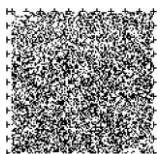
- ①キーパーソンの育成・支援
- ②ボランティア活動の支援

- ①地域コミュニティの活性化
- ②地域活動創出の支援
- ③見守り活動の推進

- ①丸ごと受け止める体制の構築
- ②多職種連携体制の強化

- ①福祉サービスの充実
- ②相談体制の整備
- ③自立した生活のための支援

- ①防災活動の推進
- ②要支援者への配慮



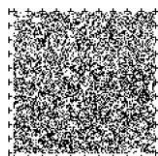
2 基本理念

笑顔で迎え 出会いがつながり 絆が深まるまち 川越

笑顔で迎え	地域での生活において、どんなときでも、どんな人に対しても、笑顔で迎え入れ、思いやりを持ってお互いを受け入れる地域であってほしいという願いを込めています。
出会いがつながり	笑顔で迎えた出会いがつながり、その連鎖によって様々な関係が生まれることで、誰一人取り残さない、孤立させないような地域であってほしいという願いを込めています。
絆が深まるまち 川越	出会いの連鎖によって生まれた絆がどんどん深まっていくことで、誰もが生きがいや役割を持ち、自分の住む地域を愛し、川越に住み続けたいと思うようになってほしいという願いを込めています。

地域共生社会の理念である「高齢者介護・障害福祉・児童福祉・生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を作るという考え方」を根底に置き、その実現に向けて、この計画で目指す到達点として定義するものです。

また、第四次川越市総合計画の福祉・保健・医療分野の基本目標である「住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち」にも通ずるものとなりました。



3 基本施策

基本理念を具体化する基本施策として、前計画で構築した「地域福祉サポートシステム」の機能強化に取り組みます。

前計画では、どこに相談したらよいかわからないような困り事をコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が対応するとともに、複雑化・複合化した福祉課題を取り扱う「福祉総合相談窓口」を開設したことにより、迅速に支援するための体制を構築しました。今後は、CSWの増員や相談支援包括化推進員の配置等を通してシステムの機能の強化を図り、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。主な取組内容については、38 ページに記載しています。

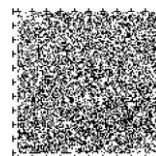
（１）地域福祉サポートシステムとは

高齢分野の地域包括ケアシステム^{*1}の考え方を障害・子ども・生活困窮等、他の福祉分野にも拡大・発展させた支援体制です。このシステムの強化のためには、公的な福祉サービスだけではなく、充実した相談支援機能と地域のあらゆる関係者の連携・協働が必要です。既存の制度や分野を超え、人と人、人と社会がつながることで、誰一人取り残さない地域を目指します。

相談支援包括化推進員とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の関係

相談支援包括化推進員は、複雑化・複合化した課題を抱える相談者の自立を支援するため、相談者やその世帯にある課題を把握し、各相談支援機関の連携調整を行い、役割分担を図る司令塔役です。個別支援・地域支援を行うCSW（22 ページ参照）と連携して、支援が届いていない人への継続的な関わり方の検討や、地域に不足している社会資源の開発等を担います。

***1** 介護等が必要になっても、地域の実情に応じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が切れ目なく、一体的に提供される体制のこと。



（２）各層の機能

地域福祉サポートシステムは、市民の生活区域に応じて市を３つの階層に区分し、地域の課題を捉え、整理し、対策する重層的な支援体制です。市民の身近な環境（ご近所や自治会等）を「第３層」とし、22ある地区社協の区域を「第２層」とし、川越市全域を「第１層」とします。

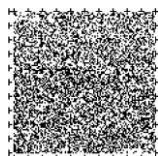
①第３層 ご近所・自治会

本市では、ご近所や自治会等小さな区域のつながりが第３層となります。

抱えている問題に対し、まずは自分や家族でできることは、自分たちでやるのが大切です。それでも解決できない場合は、周囲の人に手を貸してもらい、支え合い・助け合いながら改善・解決していきます。

そのためにも、お互いに挨拶をし合ったり、ゴミの日を教え合ったりといった、日常生活におけるつながりをつくるのが重要です。そのほか、「サロン」や「いもっこ体操」等の参加者・主催者になることなども、つながりづくりになります。

第３層では、「自分で取り組む」「できるように支える」「お互いに手伝う、手伝ってもらう」ことが期待されています。



②第2層 地区社協区域

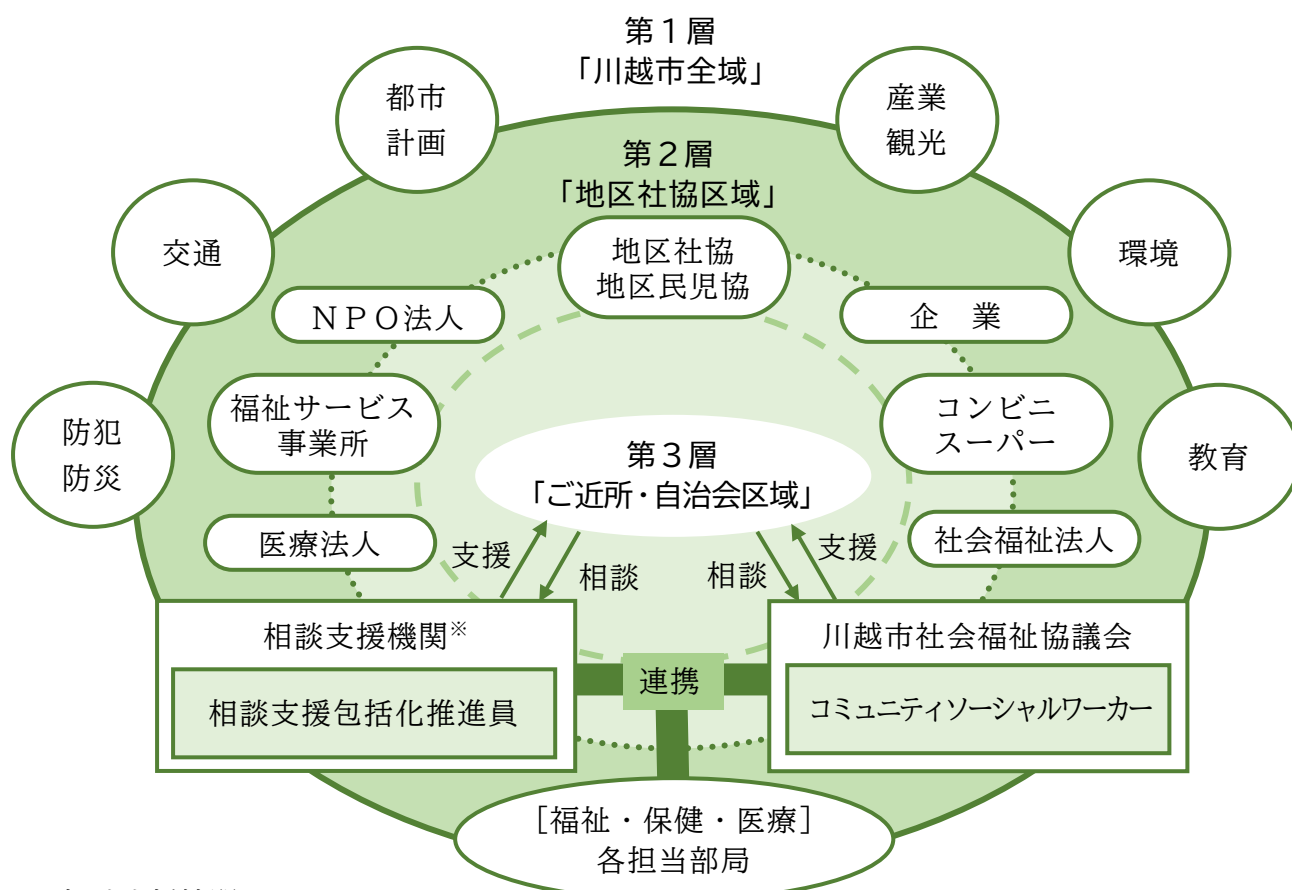
第3層だけでは対応が難しい場合、第2層の地区社協区域で支援します。本人や地域住民、地域活動者・団体が困り事を相談支援機関につなぎ、相談支援機関は地区内にある様々な関係機関・関係団体と連携して対応します。

C S Wは個別支援・地域支援を通して地域課題を把握し、行政や区域内の関係機関等と連携しながら、社会資源の開発・仕組みづくりを行います。

また、複雑化・複合化した課題については、相談支援包括化推進員が中心となって整理し、関係機関間の役割分担等を行います。

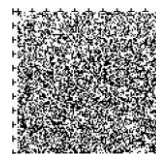
③第1層 川越市全域

第2層だけでは対応しきれない地域課題について、相談支援包括化推進員とC S Wを中心に多機関が協働して検討・対策を行います。また、複雑化・複合化した問題を抱える人の就労や活躍の場の確保等のため、福祉以外の様々な分野と連携を図ります。

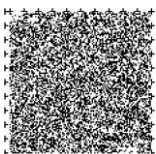
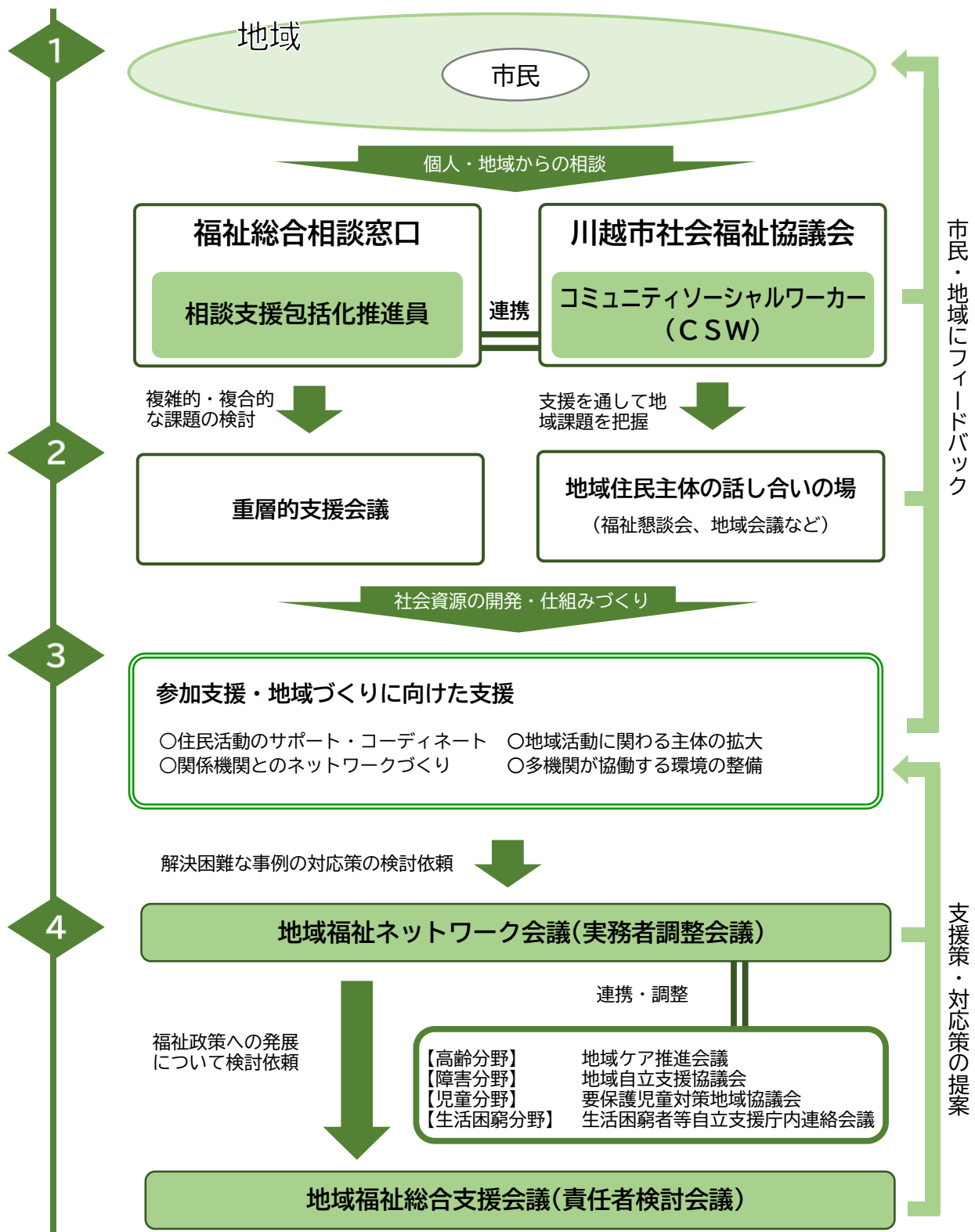


※相談支援機関

福祉相談センター、障害者総合相談支援センター、子育て世代包括支援センター、自立相談支援センター、地域包括支援センター、埼玉県地域生活定着支援センター、川越市成年後見センター等



地域福祉サポートシステムのフロー図



1

属性・分野を問わない相談支援

市民や地域からの相談は、福祉総合相談窓口とC S Wが中核を担います。「断らない相談支援」を実践し、受け止めた相談を適切な機関へつなぐほか、アウトリーチ*²をはじめとする積極的な働きかけにより、継続的な関わりを持ちながら支援を行います。

2

調整・話し合い

課題整理の過程で複雑化・複合化した課題が判明した場合には、福祉総合相談窓口に配置する相談支援包括化推進員が、複数の機関が連携して課題解決にあたる「重層的支援会議」を開催します。支援機関ごとの役割分担を整理し、支援の総合調整を行います。

一方、C S Wは、個別支援・地域支援を通して把握した地域課題を整理するため、地域住民主体で話し合う場に参加し、対応方法等を協議します。

3

参加支援・地域づくりに向けた支援

支援調整の結果、既存サービスで対応できない場合は、相談支援包括化推進員とC S Wが協働し、社会資源の開発や仕組みづくりを行い、支援者に対する社会参加の促進や、地域活動の活性化を図るための地域づくりを支援します。

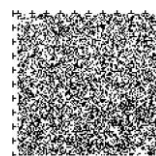
4

全市的な課題への対応

さらに複雑で解決困難な事例については、地域福祉ネットワーク会議（実務者調整会議）において、市全域の課題として対応策を協議するほか、各福祉分野の調整会議とも連携を図ります。

地域福祉ネットワーク会議で検討した結果、政策として発展させる必要があると判断された内容について、地域福祉総合支援会議（責任者検討会議）で協議します。

* 2 支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対して、行政や支援機関等が積極的に働きかけ、個別訪問等により情報や支援を届ける手法のこと。

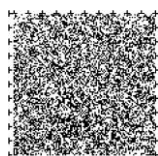


重層的支援体制整備事業について

令和2（2020）年6月の社会福祉法の改正により、市町村の主体的事業として「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に取り組んでいく「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

本市では、地域福祉サポートシステムの機能を強化することで、この事業に取り組んでいきます。

	重層的支援体制整備事業	地域福祉サポートシステムの実施
包括的相談支援	属性や分野に縛られず、課題を抱える市民やその家族に対して、断らずに相談を受ける	○地域拠点等での困り事への対応支援
参加支援	人や社会との関係性が希薄な人と地域にあるサービスや資源を結び付ける	○就労支援 ○誰もが参加できる事業の展開
地域づくりに向けた支援	地域の人々がつながる場や機会を設けることで地域の活性化を図る	○コミュニティ・スクールの推進 ○小地域ふれあい活動の支援 ○拠点づくりの支援 ○地域ニーズに応じたサービスの創出支援 ○生活支援体制整備事業の充実 ○地域における公益的取組の推進
アウトリーチ等を通じた継続的支援	信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけやニーズを抱える相談者の発見をする	○相談業務の拡充
多機関協働	単独の支援機関では対応が難しい事例を調整し、関係機関の役割分担や支援の方向性を定める	○他機関との連携 ○行政組織の横の連携促進
支援プランの作成	多機関協働と一体的に実施し、本人の意向を尊重した支援内容を定めた計画を作成する	○他機関との連携 ○行政組織の横の連携促進
全項目共通		○福祉総合相談窓口の充実 ○相談支援包括化推進員の配置 ○CSW配置事業の充実



4 基本目標

基本目標 1 地域福祉のきっかけづくり

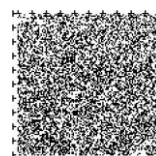
地域福祉の推進には、地域の人々の理解と協力が必要です。地域福祉に触れるきっかけとして、福祉関連情報の発信、福祉教育・体験、イベントの開催等を行い、地域で協力し合える関係を築きます。

基本目標 2 支え合いの縁（円）づくり

日常生活における助けてほしいこと、助けられることを身近で支え合えるような関係づくりに取り組みます。また、各種相談窓口やキーパーソンが中心となって分野や制度を超えたつながりを増やし、大きな縁（円）の構築を図ります。

基本目標 3 不安の少ない暮らしづくり

日常生活で抱えた困り事の改善・解決につながる環境を整備し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう取り組みます。また、地震や台風といった災害等の助け合いに必要な、平常時からの地域活動を支援します。



5 地域福祉推進の主体と役割

基本理念を実現するため、地域福祉の推進にあたる活動主体と、活動主体それぞれに期待される役割を以下のように考えます。

◆市民一人ひとり

生活の中で起こる身の回りの問題に対して、自分や家族の力で解決できることは解決に向けて努力し、解決が難しいことは適当な相談機関等に相談します。隣近所の人との交流を図り、協力し合える関係を築くとともに、地区における福祉課題の解決に向けた活動に参加します。

◇地区社協

地区別福祉プランの推進を通じて、住民相互の支え合い・助け合い活動の仕組みづくりを行います。

◇自治会等の地域組織

地域活動への参加者や協力者を増やすために、地域住民のつながりを深める取組を展開します。

◇民生委員・児童委員

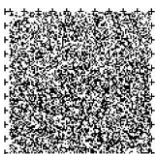
地区社協や自治会と協力し、可能な範囲で地域住民の力を借りながら、支援を必要とする人を孤立させない地域づくりを推進します。

◇社会福祉事業者、ボランティア団体等の民間主体

地区で行われている活動への参加や、地域住民を自らの活動に受け入れるなど、地域組織との協働を推進するとともに、地域における福祉課題の解決に協力します。

●市社協

地域福祉活動を推進するため、行政と連携を図りながら、地区社協等の地域組織や福祉関係機関、ボランティア団体等の民間主体との連絡調整を行うなど、地域福祉活動関係者の活動を支援します。



○川越市

地域で解決できない問題に対し、制度に基づく支援やサービスの提供を通じて解決を図ります。また、支援をする際は関係する部署・機関が連携して対応できるように横の連携を図ります。

さらに、CSWと協働して、地域福祉サポートシステムの機能を強化し、「自助」「互助」「共助」「公助」の連携による支援が提供できる環境の整備に取り組みます。

活動主体マークについて

第3章・第4章では、活動主体ごとに色・形の異なるマークを付けています。各活動主体のマークは次のとおりです。

- ◆ 市民
- ◇ 地域（地区社協、地域組織、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、ボランティア団体等）
- 川越市社会福祉協議会（社協）
- 川越市（市）
- ◎ 市と社協の協働の取組

